

令和 5 年度
決算特別委員会会議録

占冠村議会

令和5年度決算特別委員会（第1号）

令和6年10月30日（水曜日） 午前10時開会

○付議事件

令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	細谷誠君
副委員長	藤岡幸次君
委員	大谷元江君
〃	木村一俊君
〃	小林潤君
〃	小尾雅彦君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名 （長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	橘佳則
税務担当主幹	小瀬敏広	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	下水道担当主幹	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	戸籍担当主幹	八木香織
国保医療担当係長	久保璃華	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	佐々木智猛	社会福祉担当係長	川口晃平
介護担当主幹	佐久間敦	子育て支援室主幹	森田梅代

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子

（農業委員会）

事務局長 鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

(監査委員)

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局	高桑浩		

○職務のため出席した者の職及び氏名

事務局	高桑浩	主査	田中健士郎
-----	-----	----	-------

◎委員長あいさつ

○委員長（細谷誠君） おはようございます。

本委員会は、令和5年度の予算が目的に従って適正に効率的に執行されたか、行政効果が十分発揮できたのかを検証し、今後の予算編成、また執行に反映させるための重要な委員会です。

今回も書類審査を行いますので、委員並びに執行部の皆さまの御協力をお願いします。

◎開会・開議宣告

○委員長（細谷誠君） ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年度決算特別委員会を開催いたします。

決算特別委員会における傍聴については、これを許可して行います。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○委員長（細谷誠君） 本委員会の議事日程について、事務局長から説明をいたします。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 本委員会の議事日程はお手元に配付したとおり、会期は本日から10月31日までの二日間です。

本日は提案者から説明を受けた後、会場を議員控室に移しまして、書類審査を行います。

明日、10月31日は、議場におきまして各会計の質疑を行います。

なお、本委員会の説明員は、村長以下記載のとおりです。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） お諮りします。

本委員会の日程は、ただいまの説明のとおりとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

○委員長（細谷誠君） 異議なしと認めます。

したがって、本委員会の日程は、ただ今の説明のとおりと決定いたしました。

◎令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（細谷誠君） これから、本委員会に付託された認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本案の内容について、提案者からの説明を求めます。

既に9月19日開催の第4回占冠村議会定例会において、総括的な提案理由の説明が終わっていますので、細部の説明をお願いいたします。

一般会計については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 一般会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（細谷誠君） 次に国民健康保険事業特別会計、村立診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歯科診療所事業特別会計については、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 国民健康保険事業特別会計決算内容説明（記載省略）

村立診療所特別会計決算内容説明（記載省略）

後期高齢者医療特別会計決算内容説明（記載省略）

歯科診療所事業特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（細谷誠君） 次に簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 簡易水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

公共下水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（細谷誠君） 次に介護保険特別会計については、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 介護保険特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（細谷誠君） これで提案理由の説明を終わります。

◎審査意見報告

○委員長（細谷誠君） 監査委員から審査意見の報告を求めます。

報告は自席で行うことを許可します。占冠村代表監査委員、木村英記君。

○代表監査委員（木村英記君） 令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各基金の運用状況の審査意見について、御報告いたします。

決算審査意見書に基づいて、順に説明をいたします。

1 ページの1 は、審査対象としたもので、令和5年度占冠村一般会計、歳入歳出決算から、令和5年度占冠村基金運用状況調書までの10件です。

2 の審査期間は、令和5年8月8日から、9月9日までの14日間です。

3 の審査の方法は、関係法令に遵守して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて主眼を置き、関係諸帳簿並びに証拠書類等の照合等、地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施いたしました。

4 の審査方法は、審査結果は、審査に付された一般会計及び各特別会計決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、

関係法令に遵守して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

2 ページは審査の概要。

3 ページから5 ページは、一般会計。

6 ページから8 ページは、特別会計。

9 ページから10ページは、各会計の収入等の状況。

11ページは、各基金の運用状況について記載をしております。

この審査意見書には記載しておりませんが監査は書類審査を行い、その都度、各担当者から聞き取りをし、疑問点については文書で意見聴取を行いました。

また、9月9日には、村長以下職員に決算審査の公表を行い、事務的なことを中心に改善点などを公表しております。

それでは、11ページの総括意見について読み上げて報告いたします。

令和5年度の一般会計決算は、実質収支額は、7,947万3,993円。

各種基金は、1億8,448万6,664円積立てられ、1億8,703万1,915円取り崩されており、基金総額は、8億1,015万4,799円となりました。

特別会計では総額で実質収支額は、6,057万5,938円。

各種基金は760万円積立てられ、293万6,000円取り崩されており、基金総額は4,148万4,202円となりました。

経常収支比率は昨年度比5.9パーセント増と91.6パーセントと大幅に上昇しており、財政構造の硬直化が懸念されるため、将来にわたる財政健全化に向けて、改善していくことを期待したい。

各会計の未収対策については、滞納者が固

定化する中であって、関係各課の連携による全庁的な収納対策に取り組み、住民負担の公平性と財政の健全化になお一層の努力を求めたい。

各種使用料や奨学金の滞納に対し、未収金収納業務の外部委託などを取り入れ、一定の成果が見られたが、保証人等の交渉や受益者負担の理解を求める工夫も必要である。

補助金、委託料については、事業の必要性、計画性、実績報告、評価が適正に行われているか、組織的に点検すべきである。

特に各種団体補助金や指定管理料に関連し、一部の団体で多額の余剰金を有するケースが見受けられたことから、公平性の観点からも実績報告書類を十分精査し、必要に応じて所要の措置を講じるよう求めるものであります。

不用額や予算の流用、予備費充用については、予算編成時の精査と検討を十分行われなければならない。

今後の村政執行に当たっては、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、行政サービスの維持向上に努めるとともに、職員一人一人が常に費用対効果の意識を持ち、予算の効率的な執行と健全な財政運営に努めていただくことを望むものであります。

以上で令和5年度における審査意見の報告といたします。

ありがとうございました。

○委員長（細谷誠君） これで審査意見の報告を終わります。

これから、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があることと存じますが、これについては外部に漏らすことのないようご注意ください。

これから会場を議員控室に移します。

暫時休憩します。

（議員控室へ移動）

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

◎書類審査

○委員長（細谷誠君） それでは休憩を廃し、書類審査を始めてください。

（書類審査）

○委員長（細谷誠君） 以上で、書類審査を終わります。会場を議場に移しますので、暫時休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時52分

◎散会宣言

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本日の日程は全部終了しました。これで、本日の委員会を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日31日の委員会の開会は午前10時です。定刻までにご参集くださいますようお願いいたします。

散会 午後1時53分

令和５年度決算特別委員会（第２号）

令和６年10月31日（木曜日） 午前10時開会

○付議事件

令和５年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	細谷誠君
副委員長	藤岡幸次君
委員	大谷元江君
〃	木村一俊君
〃	小林潤君
〃	小尾雅彦君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名 （長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	橘佳則
税務担当主幹	小瀬敏広	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	下水道担当主幹	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	戸籍担当主幹	八木香織
国保医療担当係長	久保璃華	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	佐々木智猛	社会福祉担当係長	川口晃平
介護担当主幹	佐久間敦	子育て支援室主幹	森田梅代

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏
------	------

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸
-----	------

(監査委員)

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局	高桑浩		

○職務のため出席した者の職及び氏名

事務局	高桑浩	主査	田中健士郎
-----	-----	----	-------

◎開会・開議宣告

○委員長（細谷誠君） おはようございます。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これから本日の委員会を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

**◎令和5年度占冠村一般会計及び各特別
会計歳入歳出決算認定について**

○委員長（細谷誠君） これから質疑を行います。

質問者はページを明らかにし、要点を簡潔明瞭に質問をしてください。答弁についても簡潔明瞭をお願いします。

なお、質問者の発言については、会議規則第67条の規定により、質疑の回数を制限しないで行います。

◎一般会計（歳入）

○委員長（細谷誠君） これより、一般会計について質疑を行います。始めに歳入についての質疑を行います。

決算書9ページから33ページ、1款、村税から22款、自動車取得税交付金について、質疑ありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林潤君） それでは、決算書9ページ、歳入の1款、村税、1項、村民税、1目、個人、2節の滞納繰越分で不納欠損額、昨日、三浦課長からこれについては6件で、22万93円ありましたという説明でした。

およそ見当はつくんですけども一応、この不納欠損扱いになった根拠についてお聞きしたいと思います。

関連して、2項の固定資産税、1目、固定

資産税で1節、現年課税分でこれも不納欠損額、3万2,400円。

そして、2節の滞納繰越分で205万9,035円。

これの積上げの209万1,435円で件数的には274件と説明を受けました。これについても、不納欠損処理した根拠をお聞きしたいと思います。

さらに、滞納繰越分で205万9,035円は、ほぼタワー分の固定資産だと思うんですけども、それで間違いはないのか確認をしたいと思います。

それと次に、29ページ、20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、7目、奨学資金貸付金収入、2節の奨学資金貸付金収入、滞納繰越分の調定額のところで488万7,700円となっております。

昨年の決算書によれば、現年分の未済額が20万4,000円。そして、2節の収入未済額が384万6,700円で額的には405万700円になるんですけども、ここの83万7,000円が多く調定されていますので、この増えた理由をお伺いしたいと思います。

続いて、ただいまの滞納分の43万9,000円が収入済額で計上されております。これは何件分があったのかお伺いします。

それと最後になりますけれども、収入未済額で444万8,700円ですけども、これは実人員で何人分なのか、これについてもお伺いいたします。

○委員長（細谷誠君） 教育次長、木村恭美君。

○教育次長（木村恭美君） 小林委員の御質問にお答えいたします。

決算書29ページ、20款、諸収入、3項、貸付金元利収入の7目、奨学資金貸付金収入の令和4年度決算と令和5年度の滞納繰越の調定の金額の相違ということでございます。

滞納繰越となっている1名の方の返還について、過去に月々の支払いが難しいという御相談がありまして、その方の月々の返還額を減額しまして、返還期間を延ばした経緯がございます。

その際に延ばした分を返還未到来額として、令和4年度までは調定に算定していなかったんですけれども、もう既に10年以上超えているものでありましたので、本来であれば、もう調定されるべきものであると4年度末に判断したことから、令和5年度の滞納繰越の調定にその方の残りの分を加算したため、相違となっております。

ですので、令和4年度の決算からの増額調定となっているものでございます。

続きまして、収入の滞納繰越分の収入済額43万9,000円の件数ですが5件分となっております。

続いて、収入未済額444万8,700円の残り人員ですけれども4名分となっております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 決算書9ページ、1款、村税、1項、村民税、1目、個人、2節の滞納繰越分の不納欠損額22万93円こちらの件数は6件ということで、そちらの不納欠損の理由ということでございます。

理由といたしましては、消滅時効によるものの、6件ということでございます。

続きまして、2項、固定資産税、1目、固定資産税、1節、現年課税分で3万2,400円の不納欠損でございますけれども、こちらの件数は8件ということで、全て即時消滅によるもの8件ということでございます。

内容は全てタワー分ということで、法人解散、登記閉鎖によるもの2件、本人死亡相続

人、相続放棄によるもの6件ということで法的根拠といたしましては、ともに地方税法第15条の7ということでございます。

同じく現年課税分の収入未済額、364万5,300円の件数でございますが、こちらは264件となっております。

委員御賢察のとおり、タワーの占める割合233件ということで、ほとんどがタワーの持分に関するものということでございます。

続きまして2節の滞納繰越分でございますけれども、こちら205万9,035円の件数といたしましては266件でございます。

主な理由といたしましては、やはり本人死亡等の影響によります時効消滅によるものが237件あるということでございます。

同じく、2節、滞納繰越分の984万8,100円のこちらの件数は963件ということで、主な理由といたしましては同じく法人解散、本人死亡によるものということでございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。7番、小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） それでは何点か質問させていただきます。

同じく、歳入9ページの3項、軽自動車税、現年分滞納繰越分で不納欠損額としては現年分で1万2,900円。そして収入未済で2万1,300円と、滞納繰越分で3万1,900円の記載があります。

内容についての理由を教えてくださいと思います。

それと次に23ページの16款、財産収入、1目、財産売却収入、1節の土地建物貸付収入で現年課税分30万、収入未済額として30万6,200円。これ一応前年度比較からしても、金額が30万2,000円ほど増額となっています。この収入未済の内容を教えてくださいと

思います。

続いて、同じく 1 項、財産売払収入の 1 目、不動産売払収入、2 節の立木売払収入、24 ページでした。

立木売払収入の収入金額、170 万 9,106 円。この売払いの内容について伺いたいと思います。

続いて、29 ページ、20 款、諸収入、8 目、農業振興資金貸付収入の滞納繰越分は 38 万 7,500 円の件数とその内容を教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

まず、決算書 9 ページ、1 款、村税、3 項、軽自動車税、2 目、種別割、1 節、現年課税分の中の不納欠損額 1 万 2,900 円の内容ということでございます。

こちら件数といたしましては、1 件でございます。即時消滅 1 件ということで対象者は外国人ということで、令和 5 年 3 月に出国されております。

預金調査もさせていただきましたが、差押えできる見込みがなく、追跡不可により即時消滅ということで、根拠条文は地方税法第 15 条の 7 ということでございます。

続きまして、こちらの収入未済額 2 万 1,300 円でございますけれども、こちらの件数は 3 台ということで、うち 2 台は納付済みということで、金額でいきますと 1 万 8,900 円が既に納付済みということでございます。

残り 1 台につきましては、転出者ということで現在、給与預金調査中ということでございます。

続きまして、同じく 2 節、滞納繰越分の収入未済額 3 万 1,900 円の内容でございます。

こちらは件数は 4 台ということで、台数は 4 台ですが対象者は一人ということでございまして、担当者個別訪問させていただいております。納税協議は終えている状況ということで今後の納入ということになろうかと思えます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾委員の御質問にお答えしたいと思います。

決算書 29 ページ、20 款、3 項、8 目、2 節、農業振興資金貸付金収入滞納繰越分ということで、38 万 7,500 円の内容でございます。

こちらにつきましては、平成 30 年に貸付けを行いました家畜導入資金のうち、自家保留資金ということで、貸付けを行っておりますがそちらの分が滞納となっております、1 件でございます。

今年の 7 月に既に償還を終えて今現在滞納ということはございません。以上です。

○委員長（細谷誠君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 23 ページ、16 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、1 節、土地建物貸付収入の収入未済額について御説明いたします。

内容としましては、村有地等の貸付料、これが 1 件で 4,200 円です。

二つ目が、地域振興住宅の貸付料、これが 4 件で 26 万 6,000 円。

次に振興住宅の共益費、これが 4 件で 3 万 6,000 円でございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 21 分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。林業振興室長、杉村政彦君。

○林業振興室長（杉村政彦君） 小尾委員の御質問にお答えをいたします。お時間をちょうだいいたしまして失礼いたしました。

議案書24ページ、16款、財産収入、2項、財産売払収入の1目、不動産売払収入の2節、立木売払収入の170万9,000円の内訳でございます。

大きく分けて二つございますが、一つは間伐材の売払収入で、107万8,000円。

もう一つが道路支障木の売払収入でございます。

その内、二つございます。電源開発への売払収入として、28万9,650円。

北海道電力へ34万1,056円という内訳になってございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。2番、木村委員

○2番（木村一俊君） 一点お伺いしますけれども、23ページの先ほど小尾さんが聞かれた件に関して関連するんですが、16款の財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節の土地建物貸付収入、収入未済額と、その下2節の滞納繰越収入未済額が5万4,600円ということなんですが、これは村有地等貸付料の4,200円が積みまれてきて、この滞納繰越額になっているわけなんですが、この4,200円この案件というのが、もうずっと続いているわけ何年もあるんですね。去年もたしか言ったと思うんですけども、この4,200円のことについて、早めに解決って言うか、それをしたほうがいいんじゃないかということで、多分、去年言ったと思うんですけども、また今年も言いますけども、この辺についてお答え願います。以上です。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 御質問ありがと

うございます。

確かに昨年の決算特別委員会で同様のご指摘を木村委員より頂いているところでございます。

こちら、現在、相手方不明の状況ということで相手方不明の場合の契約解除ということになりますと、どうしても専門家の協力が必要になるというふうに考えるところですが、どうしても年額使用料が4,200円ということで考えますと、費用対効果が乏しいということで悩んでいるという状況でございます。

最もいつまでもこのままにしておくことはできませんので、最も費用が安価で無事解決できる方策を探りたいと考えております。

具体的には契約の解除を行うとともに、債権につきましては、地方自治法第96条第1項第10号による債権放棄の議決をいただくということになろうかと思えます。

以前の今年度の広域連合の議会におきましても、給食費の債権放棄の議決をいただいているということでございますので、準備が整いましたら、債権放棄につきまして本占冠村議会のほうに議案提案させていただければと考えております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出1款、2款）

○委員長（細谷誠君） 次に歳出についての質疑を行います。

決算書34ページから46ページ、1款、議会費及び2款、総務費について、質疑ありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 二点ほど聞きますが、まず、39ページ、2款、総務費、1項、総務

管理費、8目の支所費、14節の工事請負費のところでトマム地区公園整備事業ということで246万4,000円ということで決算があります。

この事業に関しては、中村前村長がトマム住民との約束で、10年間は事業費を出すということで確約したものだ聞いております。やはり、約束はきちっと守らなきゃいけないんで、10年は続けていってほしいと思いますが、やっぱり10年経過した後は、これらの予算がどのように使用されて、どのような成果を上げてきたのかということを議会として評価していかなければならないと思いますが、そのときに私は居ないかもしれませんが、あと、何年ぐらいこの支出予定が残っているのかということと、この整備に関して、この事業の管理って言うかな、それがどこでどの部署においてなされているのか、あと帳簿関係だとか精算票だとか写真だとかそういうのがきちっと途中整備なされているかどうか、その辺の答えを聞きたいと思います。

あと、39ページ、2款、総務費の1項、総務管理費、7目、企画費、18節の負担金補助及び交付金のところで、占冠村住民活動推進事業という事業がありまして、当初予算が120万ということの当初予算がついておりましたが、11号補正で73万2,000円と多額の減額がされまして、実際は3分の1である46万8,000円ぐらいの支出で終わったわけなんです。最初に多額に120万という予算組みが出されていた、この予算組みに問題がなかったのかどうか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

以上二点お伺いいたします。

○委員長（細谷誠君） トマム支所長、石坂勝美君。

○トマム支所長（石坂勝美君） 木村委員の御質問にお答えいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、8目、支所費、14節、工事請負費、246万4,000円、トマム地区公園整備工事の内容なんですけども、今回につきましては、トマム公園内に川というか沢というか、小さな沢がありまして、その整備ということで246万4,000円を支出してございます。

それでこの公園の整備の見通しというような形ですけども、この工事につきましては住民との懇談の中で出された意見をもとに、年間毎年250万円の工事費用を計上して、順次できることから進めるという形で進めておりました。

もう何年もやっているということで、やはり出されてきた意見の中で、かなりのものはもう進ましているのかというところでございます。

今年度については、ミナトマムの屋根の修繕工事をやっていたりして順次進めているところなんですけども、やはり大分住民の方からの出てきている意見、要望の項目というのは減ってきているのかというふうに思っております。

これからも順次懇談の場を設けて、意見聴取を進めていくんですけども、もう大体公園整備っていうのは一つの形になりつつあるのかというふうに思っております。

今後もう何年も続くということはないのかというふうに思っております。

それから文書の管理、写真ですとか、そういったものにつきましては、トマム支所のほうで書類については管理をしております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 決算書39ページ、2款、1項、7目、18節、負担金補助金

及び交付金の住民活動推進事業の補助金の関係でございますけれども、多額の減額、予算取りに問題がなかったのかという御質問でございますが、こちらの住民活動推進事業につきましては、自主的な活動を行うボランティア団体などからの申請に即座に対応するために住民活動分で100万円、集落対策分で20万円を計上しておりましたけれども、ボランティア団体等からの補助申請が46万8,000円にとどまったということで実績で不用額が生じってしまったものということでございます。

それでこれまでの実績等々を勘案いたしまして、令和6年度予算では、20万円を減額して100万円の予算を当初予算で計上しているところでございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） まず、トマム公園の話なんですけど、一応前村長とは10年は出すということになっているわけですけども、何年ぐらいだったのかって、そこをまず聞きたかったのと、あと、10年には何年残っているのかというのを聞きたかったのと、その辺の答えがなかったんで。やっぱりきちっと10年出すと言ったんだったら、やっぱりきちっと守ったほうがいいと思うんですけどね。住民がどうのこうので途中でやめるっていうか、どうしてもみんなやめてくれって言ったらやめてもいいと思うんですけども。その辺きちっとしたらいいと思うんですけども、一応あと何年残っているのか、そこをお尋ねいたします。

次の住民活動推進事業についても、やはり最初にどういうことをやりたいかっていうそういう意見とかそういうのを集約して、やっぱりきちっと予算づけをするべきと僕は思うんですけども、その辺どうですかね。

○委員長（細谷誠君） トマム支所長、石坂

勝美君。

○トマム支所長（石坂勝美君） 木村委員の御質問にお答えします。

資料を持ってきてなかったものですから正確に何年というのがお答えできないんですけど、概ね7年くらいは経過しているものというふうに思っております。

必要でありましたらちょっとお調べする時間をいただければなというふうに思っております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 木村議員の再質問の関係で最初にどういったことをやりたいか、聞くべきではないかということでございます。

この住民活動推進事業、先ほども申し上げましたとおり、自主的な活動を行うボランティア等に支援をしていくということで、できるだけ自主的な自由な活動を担保したいという村の思いもございまして、一定程度予算を確保した中でそういった地域からの要望にお答えをしていきたいという考えのもと、先ほども申し上げました一定程度の予算を確保してきたわけでございます。

実績といたしまして、これまでも残額が生じているという実態もございますので、ただいま木村委員が言われた前もってどういった活動をというところも念頭に置きながら、予算のほうも確保していきたいというふうに考えておりますので、そういった事業計画等も、毎年行われる事業というだけではないものですから、なかなか難しいところはあるんですけども、そういった計画等もお聞きをしながら対応のほうはしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（細谷誠君） トマム支所長、石坂

勝美君。

○トナム支所長（石坂勝美君） この事業に関して言えば、平成30年からということでございます。

それで令和5年度の段階で6年、そして令和6年度で7年目という形になっております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） トナム公園の関係で、予算いただいて、そういう帳簿関係だとか精算、あと写真とかちゃんとそういうのは整備されていますか。

○委員長（細谷誠君） トナム所長、石坂勝美君。

○トナム支所長（石坂勝美君） 工事に関する書類はトナム支所のほうで全て管理しております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出3款、4款）

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書46ページから54ページ、3款、民生費及び4款、衛生費について、質疑ありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 47ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、21節の補償補填及び賠償金ということで、当初予算が75万5,000円ということで、支出が27万ぐらいで、そして48万5,000円という多額の金額が不用になったわけなんです。最初のこの予算というのが、どういうことで予算を立てたものなのか。そのたくさんの不用が出ましたので、最初の予算の内容というのかな、そこを教えてくださいと

思います。

あと、18節の3款、1項、1目の18節、負担金補助のところで、ちょっと戻るんですけども。公共交通空白地有償サービス利用料助成ということで、20万の予算で13万9,000円が使われたということなんですが、令和5年度主要な施策の成果を説明する書類の11ページの説明のところには、引き続きより利便性の高い地域交通政策の検討を進めるとあります。

より利便性の高い地域交通政策の検討ということで、今までこのやってきた事業に何か問題が出たのかどうか。そういう書きっぷりなんですけども、この辺のことを説明していただけますか。

○委員長（細谷誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 木村委員の質問にお答えします。

決算書47ページの3款、1項、1目、21節の多額の不用額要したということで、これは一回補正させていただきました、地域生活支援事業の消費税が途中で発生するというので議決をもらった件でして、延滞金と過料がちょっと掛かりますよという案件で提案したと思うんですが、この件に関して想定していた過料、延滞金それ想定より大分安く済みましたということでこの金額で支出、予算よりも大分減ったという計算になりましてこの支出になりまして、予算よりはかなり縮減できたという結果となっております。

それと主要な施策の11ページ、公共交通空白地の関係でより利便性の高いっていう、現状何か問題あったかということなんですが、

特に今のところ利用者さんにも問題なく利用できていると思っております。

現状維持もしくは何か不便性があったときに、何か検討の余地あればということである書きぶりにしているということです。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） うちの村の公共交通関係では、むらびと交通と障害とか介護関係のそれを持った方々が優先的に利用できる、この公共交通空白地有償サービスと二本立てでやっているわけなんですけども、この辺のことについて、やはり村の地域交通のことに関してもう一回きちっと整備していく必要があるのかと思ったんですよね。それでこういう書き方になったのかと思ったんで、そういうあれはないですか。

きちっと村の地域交通を考えていくというか、そういうあれはないですかね。

○委員長（細谷誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 木村委員の質問にお答えします。

福祉関係に関しまして、こちらのほうでは福祉対策ということで考えておりまして、全体的な交通体系についてはまた庁内のほうでも改めて協議を進めたいと思いますし、この福祉関係も含めて、いろいろ検討できたらいいかと考えております。よろしくお願いします。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。7番、小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 三点質問させていた

だきます。

46ページの民生費についてです。1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の12節の委託料で小規模多機能型居宅介護施設指定管理委託料ほかで5,808万円の決算額です。

前年の決算より887万2,000円ほど増額の支出実態ですけれども、これ人件費が主立ってなのかと思うんですけど、その内容について教えていただきたいと思います。

続いて、50ページ、衛生費についてです。1項、保健衛生費の1目、保健衛生総務費、18節の負担金補助及び交付金の340万7,000円の支出名目です。

備考欄の内容には、広域救急医療対策事業負担金の使途名目で記載があります。この救急医療の負担に関しては、富良野沿線の自治体からの5市町村で、患者数の実態から二次医療機関へ助成されているものと思っておりますが、昨今、従前からそうなんですけども、隣町の日高町からの救急搬送も患者さんとして多く見受けられるので、この実態をやはり地域医療機関への助成という名目で考えるのであれば、日高町の受診実態、救急搬送の実態が往々にしてあるものですから、この辺議論の余地があるんじゃないのかと考えますので、占冠村としてどうのこうのではなくて、沿線自治体としての全体的な議論が必要ではないかというふうに思いますので、見解を伺います。

続いて、51ページの内容ですが、1項、保健衛生費、2目、予防費の12節委託料で583万6,000円。

前年度の決算額より236万9,000円の増となっております。総合健診ほかの名目ですが、受診の実績については、主な主要の施策の成果で受診率等も載っていましたので、大まかには把握できるんですけども、どうしても受

診の傾向が下がっている状況もあると思いますので、今後における受診率の向上に向けての取組方策を伺いたいと思います。以上です。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 小尾委員の質問にお答えいたします。

決算書46ページになります。3款、1項、1目、12節、委託料の小規模多機能型居宅介護施設の指定管理料が、800万ほど増えたという状況の内容説明でございます。

これに関しましては、主にとまへの指定管理料が大きく影響してまして、4年度の指定管理料4,500万円、5年度が5,300万円と約800万増加しております。

これに関しましては、4年度に関しては介護報酬がちょっと増えたということと、繰越金の調整ということで、予定よりも少ない金額での指定管理料を支払いしております。

今年度に関しましては通常どおり、そういう支出を5,300万支出しておりますので、その分の800万ほどの増減があったということでございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 小尾委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、一点の50ページの1款、1目、18節の負担金及び交付金のうちの広域救急医療対策事業負担金についての関係でございますけれども、この事業につきましては、小尾議員熟知されている制度であるのではないかとこのように思いますけれども、この事業につきましては、広域5市町村でこの地域の救急医療体制を確保するために、5市町村でそれぞれ負担する額について基準を定め、救急医療に対する経費の一部について、5市町村がそれぞれ

れ、地域センター病院である協会病院に支出しているところでございます。

村としても、例えば帯広方面等への搬送の実績等もありまして、また、村としてどうこう言える立場ではございませんので、御理解頂きたいというふうに思います。

次、衛生費の保健事業費の委託料についてでありますけれども、小尾委員増額と言っておりますけれども236万9,000円の減額の内容でございます。

受診率の向上に向けての取組ということで、の御質問でございます。

まず受診率向上に向けて村での実績について御報告申し上げますと、令和5年度の特定健診受診率は、国が38.2パーセント、道が30.9パーセント、村が55.8パーセントと道内順位では23位という実績でした。

令和4年度特定健診受診率は45.8パーセントと前年度と比較して僅かに受診率は向上いたしました。国が目標とする受診率70パーセントには達成できていない状況でございます。

特定受診率の向上に向けてでありますけれども、令和3年度より北海道と国保連合会の共同事業である特定健診受診率向上事業に参加し取り組んでいるところでございます。この事業をともし占冠村の課題として挙げられているのは、①として対象者のうち、未医療者の割合が22パーセントと他市町村と比べて多いこと。

二つ目として、継続して受診する者が70歳から74歳が多く占めておりまして、これの方が今後後期高齢者に移行するため、現状のままですと今後受診率は低下していく見込みであること。

三番目として、40歳50歳代の受診者が少ないことなどが課題として挙げられております。

特定健診受診率の向上事業の内容としては、健診対象者に対して健診や医療の受診状況別に合わせて案内文を変更しはがきで受診勧奨、治療通院者または職場健診受診者から検査データの情報提供によるみなし健診を行なっております。

情報提供によるみなし健診はこれまで本人の同意のもと富良野医師会との契約を交わして取り組んできましたが、令和6年度より北海道国保連合会の事業に参加して、今後は富良野圏域以外からの情報提供をいただくよう取組を進めているところであります。

また、40歳50歳代への受診勧奨、新規受診者に向けて個別健診の利用の声掛けを取り組んでおります。

平成30年4月から国民健康保険は国保財政が都道府県単位となり、医療費の高い北海道において特定健診受診率向上は生活習慣病等の早期発見早期治療にもつながり、課題解決に向けて重要な足がかりとなるものと認識しております。

今後も北海道国保連合会と連携を図りながら、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

また、総合健診では、特定健診のほか、胃、肺、大腸がん等のがん検診等も実施をしているところであります。

がん検診においては、新たなステージに入ったがん検診の総合受診事業を活用しながら、受診勧奨に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 7番、小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 広域の緊急医療対策についての助成なんですけれども、うちだけで決められるものではありませんので、できればこういう医療関係の諸会議の際に、うちと変わらないぐらいの患者さんの輸送があつて、

議論の余地がないというのは果たしてちょっといかがなものかと思しますので、あくまでもうちだけで決められることでありませんで、議論の余地があるということで、今後の検討材料ということで、実績も含めて協会病院からの資料もいただきながら議論していくっていう前提で、前向きな検討をお願いしたいと思っております。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 前向きな検討ということでありますけれども、そもそもこの事業っていうのは、5市町村それぞれが広域救急医療に対していくら負担するかというルールを決めて、それぞれ市町村が責任を持ってその部分についてをお支払いするものであって、あくまでも5市町村の中ではそのルールをいくら広域として負担するかということを決めて、それで負担をしてきていることであります。

ですので、我々が例えば日高町さんに対して負担しなさいっていうことは言える立場ではないのかというふうに思われます。

それは、例えば富良野協会病院さんが日高町にお願いして負担してもらおうとかっていう話であつて、私のほうから日高町さんの方でどうこう言う事業内容ではございません。

実際、ちょっと古い内容ではありますけれども、令和2年度の広域救急に掛かる費用としての資料がございまして、この救急医療に掛かる費用として、令和2年度の資料でございすけれども、協会病院としては1億8,760万円ぐらい、救急医療に掛かっているということであります。

そのうち、富良野5市町村で負担しているのが3,974万円でありますから大体28.5パーセントが5市町村で負担しているということ

であります。

残りの協会病院さんは、7,778万円を負担をしているということですので、この7,778万円の中のうち、例えば、日高町さんに負担を求めるのであれば、協会病院さんの方から日高町さんの方に要請をするなりの話になってくるかと思いますので、5市町村の中で検討する余地はないかというふうには考えております。

○委員長（細谷誠君） 質疑中ですが、ここで11時15分まで、休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款、民生費、4款、衛生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出5款、6款、7款）

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書、54ページから60ページ、5款、労働費、6款、農林業費、及び7款、商工費について質疑ありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 56ページの6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費、18節について二点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

まず、この中の新規就農等支援対策補助金というのがありました。そしてこのうちの予算の中ではちょっと言いますか、当初予算が684万で10号補正で、110万減額されて574万が決算の額となったわけですが、この中で、新規就農で2年3か月ほど新規就農していたのですが、途中でやめました。

このような場合、占冠村新規就農者等支援

対策事業実施要綱第11条第4号に、就農後5年以内に農業を廃止及び中止したとき、なお、病気災害等やむを得ない理由による場合は対象としないということで通常なら、村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当すると認めたときは、結局補助金の一部または全部の返還を命ずることができるということで、規定があるわけです。

でも、途中でこの人をやめたけども、特に病気したわけでもないし、元気そうなんですけども、結局補助金返してもらわなかったわけなんですけども、やはり税金っていうか血税を使って少しでも占冠で農業をやってほしいということで、こういう補助金を出すわけなんで、規定がある以上やはりきちっと戻してもらおうと言うか、そういうのが必要なんじゃないかと思うのですが、この辺についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまの木村委員の御質問にお答えいたします。

新規就農補助金、確かに返還の事由がございますが、この方の中止に至った経緯、経過について担当とも本人とも、また受入れ農家ともお話をさせていただきました。この方については、返還の事由に当たらないというふうに判断をしております。内容については個人的な事情がございますのでこの場で御説明はできませんけども、諸般の事情がありましたのでそういった判断をしております。残りありましたけども実習をしている間だけは補助金を出して、その後実施中止に至った後は補助金を出しておりませんので、担当課といたしましてはそういう判断をさせていただきます。現在に至っております。よろしくをお願いします。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） よくちょっと分からないんですけども、それってやっぱりはっきりしないと駄目だと思うんですね。

この間、音威子府に行政視察に行かせてもらって、そういう新規就農関係はどうなっているかということで聞いたんですけども、やはり、JAとかなんかできちとした覚悟があって、農業をこれからきちっとやっていくんだという覚悟がある人だから、そういう途中でやめさせるような人はいないってということで向こうは言っていました。

うちはこういう新規就農、何回かこう入って、途中でやめてばいばいっていう人がたくさんいるんですけども、やはり最初の受入れのときの覚悟をきちっと諮って、それでお金を出すっていうか、その辺のことをきちっとしていかないとやはり駄目だと思うんですね。

そして今新規就農は、教える人がいないからだとも思うんですけども、募集はしてない状況なんですけども、やはりその辺のことについて担当としてどう考えているか、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（細谷誠君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村委員の再度の御質問何ですが、これまで就農を中止といいますか、された方それぞれにそれぞれの事由がございまして、この場では言えない内容でございます。

やはり受入れに成功した方というのは、受入れ農場で言葉を選ばず言いますと親方と関係が築けて、暖簾分けじゃないですけども、親方の農地を空けてもらって就農してきているという実態がございまして。

新規就農を中止された方々は、いずれにお

いてもその親方との関係性であったり、農地取得に対して既存農家の方から受入れられなかったということからこの地での就農を諦めて離村せざるを得なかったという事情がございまして。

私どもも今回の事案につきましては、悪質性があるのであれば返還ということも考えられます。ただ新規就農対策協議会の中でこの方の新規就農計画であったり、意気込みというものを面談も行う中で確認してきてございますので、当初に至ってはこの地でメロンを作ってこの地で生産販売して生業にしていくという意気込みは当初はありましたので、そういったことから補助金の交付を決定して、令和5年の7月まで続けてきてございます。

繰り返しになりますけどもこの場では言えない事由がございまして、受入れ農家との関係と言いますか、継続することが困難な状況になりましたので、私どもも農業担当としても今回の事由についても返還をさせるという事由ではないというふうに判断しております。よろしくお願いいたします。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 僕よろしく言われても困るんで、やっぱりきちとした補助金の使い方っていうか血税なんでやっぱりきちとしたお金の使い方をしていってほしいと思います。

この件に関しては、終わりということで、次、同じページ、6款、農林業費、1目、農業費、2目、農業振興費、18節、同じところですけども、中山間地域直接支払交付金というのがありまして、310万を決算しているわけなんですけども、この交付金自体は、農業生産条件が不利な地域での農業生産活動を継続していくため支援を行うための交付金ということで、大きく評価するものです。

そしてこの交付金については参加者の話合いと合意により作成された、集落戦略に基づく活動が前提になる、という交付金なわけです。

そして実際今、村の状況っていうか、交付金を出された農家の方々のことを考えますと、後継者のいない高齢の農業者だとか、病を得て事業を中止しなければならない農家の方だとか、貴重な牛を餓死させてしまった農家とか、結構いろんな方がいまして、本当にこの集落の議論による地域戦略っていうのかな、これでこの交付金が配付されたのか。そのところがどうだったのか、そこをお聞きするのが第一点と、また、来年以降、この交付金の集落機能強化加算というのが廃止される方向ということで、村の対応とか対策っていうのかな、それが十分に立てられているのかどうか、くれぐれも少しでも交付金が減ることのないように対策が立てられているのかどうか。その辺のことについて、伺いたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 決算書56ページ、6款、1項、2目、農業振興費、56ページの18節、負担金補助金及び交付金の内、交付金であります中山間地域等直接支払交付金についての御質問でございます。

こちらにつきましては、現在5年間の計画の最終年ということでございます。

当初計画においては、村の立場からこういうことができますよというメニューを皆さんに御提示した上で今進めてきておるわけです。

主には各集落の共同で使う場所の草刈りであったり、用排水路の修繕ということをやっております。

電気牧柵の貸付事業というものをものも実

施していただいておりますので、地域の農業者の皆さんには御利用いただけているというふうに認識しております。

次期の対策につきましてでございますが、情報収集をしているところです。いうのも占冠村の水田が今年度で全て畑地化ということになりますので、そういった畑地化になった部分が対象面積となるのかということも含めて、情報収集しておりまして、振興局の担当からはなるというふうにお聞きしておりますので、交付金についても若干増えてくるのかと思っております。

次期対策についての話合いも今年度中に行いまして、来年の6月には村に対して集落から申請が上がってくることになっておりますので、今後引き続き、集落の方たちとお話合いをさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

占冠集落として一括交付金として支出してございます。占冠集落の中で使途についてその年その年で変わってきますけども、電牧であったり、側溝等整備ということを実施していただいております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 次は57ページですね。6款、農林業費の2項、林業費、1目、林業振興費、7節にある報償費のところで、熊鹿駆除捕獲給付金として380万円の当初予算でしたが、339万の支出で熊8頭、鹿450頭しか獲れなかったことで、9月の議会でも小尾議員からこのエゾシカ捕獲というのが横ばいで、鳥獣被害防止計画の目標数、年間530頭らしいんですけども、これを80頭ほど下回る捕獲状態だったということで対策を問われておりましたけども、やはりこの計画どおり目標を上げるために担当としてどのような方策を考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 林業振興室長、杉村政彦君。

○林業振興室長（杉村政彦君） ただいま木村委員から、2項、林業費、1目、林業振興費の7節、報償費について御質問がございました。

具体的には、エゾシカの捕獲頭数に関わってでございます。

確かに、近年エゾシカの捕獲頭数が横ばいの状況になってございます。考えられるのは、一つには、スレジカいわゆる人馴れをして狩猟者に人馴れをしているスレジカが多く散見をされる。

あるいは二点目ですけれども、日中の行動よりも夜間にエゾシカの活動領域、時間帯が移行をしているのではないのか。

三点目には、このエゾシカの狩猟に携わっていただく片方の人材の育成、そしてその拡大配置それが徐々にではありますけれども、今年も2名の方に狩猟に携わっていただくための免許を取得する措置をとっていただいておりますけれども、そういうエゾシカをめぐる環境の変化、個体の行動の変化、あるいは活動するエリアの変遷、そしてその捕獲に従事する方々の育成強化というものが重要だというふうに思っております。

したがって、御指摘のとおりエゾシカの狩猟に係る有害鳥獣駆除の計画もございしますが、そのエゾシカの対策の基本構想あるいは、基本方針の目標頭数に達していないというのは事実でございますので、ただいま申し上げました人材の育成などを図りながらエゾシカの狩猟の目標達成に近づくように努力をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 58ページの6款、農

林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、18節の負担金のところで、林業担い手対策事業、林業労働者安全推進事業、こういう事業があるようですが、結局当初予算について執行率というのが結構低いわけなんですよね。最初の林業担い手でいいますと、126万のところで36万しか使わなかった。執行率が28.6パーセントっていうことですか。

林業のところでは、当初予算84万のところ、補正しておりますけれども、使われたのが16万と、結局執行率が低い結果になっているわけなんですけれども、この辺について担当の考えを聞きたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 林業振興室長、杉村政彦君。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村委員の御質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税を活用して、導入以降新たな施策として取り組んでいる内容についての御質問でございます。

林業労働安全推進事業補助金ということで、ただいま申し上げました譲与税財源で行なっておりますが、この補助金の性格、内容があるいは要件というふうに言ってもいいかもしれませんが、新規に占冠村に住居を移されて、そして住民登録をされて、そして、林業に携わっていただく林業の担い手になっていただくということが要件でございます。

したがって、平たく申し上げますと、林業の会社に就職をしていただかないと、新たに就職をしていただかないと、従事していただかないと該当にならないという要件がございます。前提条件です。

したがって、それぞれの村内の林業事業体も雇用の拡大やあるいは従業員の募集というものも進めていらっしゃるかというふうに思いますけれども、なかなか新規採用が進

んでいかないうちで雇用の拡大がされていない中で、この補助金に該当される方々の数も増えていかないうちが状況ではないかというふうに思っております。

したがって、それぞれ担い手対策のためのメニュー、あるいは安全推進事業の推進のためのメニュー、それぞれ他の町村と比較しても手厚いメニューをそろえているというふうに自負をしておりますので、そういったものを活用していただきながら、民間の会社の雇用を増やしていただく、そういった努力、そのための村としての応援もさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） よろしく願いいたします。

59ページですか。7款の商工費、1項、商工費、1目、商工振興費、18節ですね。負担金補助金交付金のところで、2か所ほど商工振興事業補助金と地域企業振興事業補助金ということで、結局、予算がたくさんあるんだけど結局あんまり使われなかったという話なんですけど、これ去年も聞いて、確か商工会から来た要望をそのまま出したということであつたと思うんですけども、もうちょっと中身を精査して、予算づけをして、執行率をきちっとして上げてほしいということで、確か去年も言ったような気がしたと思うんですけども、やはり当然その辺の予算の精査っていうかな、それをきちっとしなきゃ駄目だと思うんですけども、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それから、同じところの12節、委託料で道の駅自然体感しむかっぷ指定管理のところの委託料についてです。

添付資料の令和5年度主要な施策の成果を

説明する書類、例の書類なんですけども、6ページ、成果と将来の方向の欄で利用者の苦情、利便性向上にも素早く対応していると書いてあります。

去年ですか、苦情処理の遅さ、対応のまずさから、昨年来の有限会社オーさんの店舗退去訴訟が本年8月まで続いたということは皆さん御存知のことだと思うんですが、少なくともこのような表現はできないんじゃないかと私は思うんですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

そしてやっぱり議会の視察で恵庭、千歳の道の駅を見させてもらいました。

しっかり管理されて、閉店休業中のお店などなくて、誠に活気ある状況であり、本当の道の駅を見た感じでありまして、やっぱり道の駅の指定管理というのかな、これをしっかり対応していただきたいと思うんで、その辺の考え方についても伺いたいと思います。

これ聞いて、この項は終わりです。

○委員長（細谷誠君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 決算書59ページ、7款、1項、1目の委託料、それから負担金補助金及び交付金の関係の質問でございます。

まず、商工振興事業の関係それから企業振興事業の関係の御質問でございますが、先ほど木村委員もおっしゃられたとおり、以前にもこの件のお話はされているかと思います。

まず、商工振興事業補助金の関係については先ほど委員もおっしゃられたとおり、商工会からの計画に基づいて、予算のほうは計上させていただいているわけですが、商工会のほうも多くの事業所があることでとか、それから事業所の営業実績、運営実績と言いますかね、そういったもので数字の変動はやはりこう出てきてしまうということがあるのか

というふうに思っております。

ただ、当初予算からの執行率を見ますとかなり低いというところもありますので、こちらについては商工会のほうでもお話をさせていただきながら、6年度予算ではそれまで50万円の予算だったものを30万円のほうに減額して議決をいただいているところでございます。

それから、地域企業振興事業についても村内既存企業からの申請に速やかに対応したいということで、一定程度の予算を確保しながら対応をするように村としては体制を整えているということで、それぞれの事業所の運営如何で申請件数ですとか金額そういったものも、どうしても変更が生じてしまうものですから、当初予算との乖離が生じてしまうという実態がございます。

予算の精査が必要ではないかということでございます。

私どもも限られた予算の中で、有効な執行をしていくということは常日頃から考えているところでもございますので、そういったところ、また改めて商工会等々と詰めていきなというふうに思っております。

それから二点目の道の駅の関係でございます。

主要の施策の部分でこういった表現はいかなものかということでございます。

確かに道の駅、長年、某事業所の関係で、いろいろな対応をしなければならないことがございました。

こちらに記載していますとおり、某事業所の関係については対応の遅れということもあったのかもしれませんが、その他の部分でいきますと、ここに記載しているとおり、観光利用者からの苦情ですとか、利便性の向上にも指定管理者のほうにご対応いただいている

ということで考えておりますので、こういった成果とさせていただいております。

先日も指定管理者それから道の駅を使用している店舗に入っている使用者、その方々と打合せの場を設けさせていただきました。

今後もより顧客満足度が上がるような形を何とか指定管理者、それから店舗入居者を含めて御対応をいただきたいということでお話をさせていただいておりますので、今後さらに顧客満足度の上がるような対応をとっていきなというふうに考えております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 道の駅の関係なんですけども、最近行っても空いてない店ばかりだってそういう苦情来ていませんか最近。

○委員長（細谷誠君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） そういった苦情と言いますかそういったお話を耳にする機会がございます。

それで昨日、先ほども言いました指定管理者、使用者との打合せの中で、そういった声が観光客、それから住民、先日、所管事務調査でもそういった声を議会のほうからもいただきましたので、そういった声が上がってきているというお話もさせていただきました。

そういったことで、先ほども顧客満足度の向上ということでお話をしましたけれども、そういった声を真摯に受け止めていただきながら、入居者の中でもさらに連携をしていただき、道の駅の運営につなげていただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。
ここで13時まで休憩をします。

休憩 午前11時52分
再開 午後1時00分

◎一般会計（歳出8款）

○委員長（細谷誠君） 決算書60ページから63ページ、8款、土木費について、質問ありませんか。1番、大谷委員。

○1番（大谷元江君） 62ページ、土木費の8款、土木費、3項、項目的には住宅費の中の14節に含まれているのかというふうに考えたんですが、湯の沢温泉の住宅解体、お金的には100パーセント完全に解体されて更地になっているんですが、その後、指定管理者と話をし、今後どのようにしていくか話し合いをしますっていうふうに聞いていたんですが、今年度も更地のままになっておりますが、今後どのようにされていくのか伺いたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 湯の沢温泉の村営住宅の跡地利用の関係でございますけれども、私の記憶が曖昧で大変申し訳ないんですが、私が答えていいかよく分かんないんですが、指定管理者と協議をして跡地利用を考えていくというような答弁を私自身はした記憶はないんですが、ただいまの指定管理者は企画商工課の管轄ですので私のほうで答えさせていただきますが、跡地利用の関係については、まだ具体的にどういった利用でというようなことは、まとまっているものではございません。

庁舎内でも、そういった横の連携を協議がちょっと進んでないところもありますので、その辺は大変申し訳ございませんが、もう少し時間をいただいて、検討をしていきたいと

いうふうに思います。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出10款）

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書63ページから71ページ、10款、教育費について、質疑ありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林潤君） 決算書、65ページでございます。10款、1項、4目、12節、委託料、61万8,750円の支出済額でございます。

この内訳として、奨学金償還に係る弁護士報酬ということで、1万7,380円が支出されております。

この報酬により納付となった奨学金の件数と償還額についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（細谷誠君） 教育次長、木村恭美さん。

○教育次長（木村恭美君） 小林委員の御質問にお答えします。

決算書65ページ、教育費の4目、育英事業費、12節、委託料の内の奨学金に係る弁護士費用の内の令和5年度の実績ということでございます。

1万7,380円支払いのうち、2件の対応でございまして、回収されたのが年度1年間で7万円でございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計

（歳出11款、12款、13款、14款、15款）

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書71ページから72ページ、11款、災害復旧費、12款、公債費、13款、諸支出金、14款、職員費及び15款、予備費について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（一般会計全般）

○委員長（細谷誠君） 次に、一般会計、歳入歳出をとおして、決算書3ページから73ページ、全般について、質疑ありませんか。

2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 5ページですか。一般会計歳入歳出決算の一番下の歳入合計を見ますと、予算現額があって収入済額がありまして、結局三角の3,591万2,203という赤字ということなんで、いわゆる歳入欠陥という状況になっております。

決算段階で、歳出額より確保した歳入額が少ない状況を歳入欠陥というので、この歳入欠陥があれば、翌々年まで一般会計からその不足分を補填するということになっていますが、よく見ますとどうしてこう歳入欠陥になったのかということを見ますと、14款の国庫支出金、2項、国庫補助金と21款の村債、1項、村債における、数字上の不足これが原因となっているわけです。

14款では1目の総務費国庫補助金、1節、総務管理費における、約1,000万の調定額の減。

それから6目の教育費国庫補助金、1節のところには、14万6,000円の調定額の減。

そして6節にも、10号補正された959万9,000円が入る予定だったんですけども結局、調定額がゼロということになりました。

一応この調定額がゼロになったという、その内容というかな、それを教えていただきたい

いのと、それから21款の村債でも、7目の教育債において、1,900万の補正ということが調定額でゼロとなったんですね。決算で歳入欠陥があるということは、あまりかっこいいことじゃないんで、こういう補助金について、どうしてこういうふうに調定額がゼロになって、そして、歳入欠陥に至ったのかその辺の説明をまず教育長からしてもらって、あと総務課長から一つお願いいたします。

○委員長（細谷誠君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、教育費の歳入の未調定の部分でございますが、こちらに関しましては、5年度の各学校のエアコンの整備事業に関する補助金等でございます、学校施設環境改善交付金959万9,000円、これにつきましては、5年度採択をされているんですけど、繰越明許ということで、歳入については6年度事業終了後に実績報告をして収入する部分でございますので、予算化をして、繰越明許するために予算化をしたんですけども、調定していないということでゼロの調定になっています。

そのほかの補助裏の起債の部分、教育債の部分も同様に同じ事業内ですので、確定するのが6年度ということになりますので調定はしていないということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 御質問にお答えいたします。

総体的なお話で申し上げますと、ただいま教育長から御説明させていただいた内容と同様でございます。

基本的には、繰越明許事業で、例えば、総務費の戸籍住民基本台帳費で事業名といたし

ましては、社会保障税番号システム整備事業で、翌年度繰越額978万5,000円ということで、繰越明許をさせていただいているうちの、未収入特定財源ということで944万円計上させていただいていると。

それから、教育のエアコンの部分で例えば1,910万円の起債もしくは補助金というものがございまして、そちらの未収入特定財源、令和5年度事業として行ったんですけれども、歳入は年度を越えて入ってくるというものの内容がこちらの不足分に生じているということで、通常の処理方法によって表示されているものということでございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） あと、8ページですが、歳出の合計が出ているわけなんですけれども、歳出における不用額が7,600万円。昨年5,000万あったんで約5割増ということになっております。

この不用額が出た内容っていうか、過大予算が組み込まれていたか。あと単に事業が不振であったのか。それについて説明を伺いたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。

御承知のとおり、幣村におきましては、繰越金を5,000万円から7,000万円程度、翌年度に繰越すという財政運営でやってきているところでございますが、今年度は若干、900万円程度多いという状況でございます。

そちらの主たる理由でございますけれども、決算書の37ページを御覧になっていただきたいんですけれども、決算書37ページの一番上の行ですね、24節の積立金で不用額1,730万

7,163円となっております。

この内訳の主なものは、減債基金の積立てということで、3月補正で1,730万4,000円減債基金に積立てる予定でございましたけれども、こちらの積立てを失念していたということで、この金額が多く出ていると。その後の処理につきましては、9月の定例議会、令和6年度の補正予算第4号で減債基金として同額の1,730万4,000円を繰越金を財源として積立てさせていただいているということでございます。

今後、このような積立ての見逃しがないように十分注意を払ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 73ページいきますか、実質収支が7,947万3,000円ということでした。5年度はJRから支援金頂いた7,000万円、それは基金に積んだんですけれども、結局8,000万近く、ふるさと納税金かな、それがあったんで、こういう数字がかろうじて残ったっていう考えでいいのか。

あと、監査委員から提出された3月の例月出納帳、あと4月にも3億円の一時借入金というのが載っているわけなんですけれども、今ちょっと資金繰りがちょっと苦しいというか、そういう状況なのかどうか、総務課長に聞きたいと思うんですけど。以上です。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらの実質収支額が増えた理由というのは、先ほど申し上げた、減債基金に積み残しがあったということで例年よりは多く出ているということで、ふるさと納税の増額がこちらの実質収支のプラスに影響したということ

はないと考えております。

また、議員御指摘のとおり、一時借入金、年度末に向けて3億円借入れまして、5月30日に返済しているということでございますけれども、こちら年度末において起債の収入が入ってくるまで若干時間があるということで、一時的に借入れることは通常行われているということで、令和5年度が特段、財政難であったということは言えないのか考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 実質収支っていうのは歳入から歳出引いた残りということなんですよね。8,000万というのが、ふるさと納税の額に近いんでね、やっぱりだから入った額ふるさと納税に歳入のほうに入っているんだから、結局それが残ったっていう考え方でいいんでないのかと僕は思うんですが。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。

歳入8,000万円、ふるさと納税で歳入が入りまして、今度は歳出のほうで積立金として8,000万円積立てをさせていただいているので、プラスマイナスゼロという決算処理になってございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。7番、小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 今の関係で73ページの実質収支に関する件で、差引き7,900万ということで、前年から3,000万ほど多く繰越したと。今の説明でいくと減債基金の積立て漏れで1,700万、大きく言えば、差引き1,300万ほどは何かさしたる要因があるのかどうか、今までの総務課長の答弁で集約されるのかどうかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思い

ます。

それと、公用車の安全対策ということで、支出全般についてなんですけど、現状として各課が管理している公用車は、リース契約の状態が多いということで認識していますが、点検ですとか修理、これからのタイヤ交換ですとか、車検時期についてですね、それぞれの各課の課長さんの指示のもとで管理はしているのかと思います。

ただ、村には安全運転管理者という、2人の設定があつて、安全運行を考えるにこの管理者の方が管理するっていうのはちょっと無理がありますので、各課が所管する公用車の実態として、常に安全対策ですとか交通安全に配慮した運行が望まれますので、村営バスについては別途に管理者がいらっしゃいますんで、安全対策には十分気をつけてるのかと思うんですけど、長距離を走るワゴン車ですとか、何か遠方に出張する際というのはやはりリスクもありますんで、そういった対応に資するためにも徹底した管理が要されると思いますので、今後において、私も以前村の職員だった際にも、車検漏れに近いような、そういう期日を失念していた経緯もあつて、ちょっと危うく大問題になるところもあつたものですから、ちょっと危惧しております。

そういった中で、村の公用車の管理も年々増えて、今は60台ぐらい保有しているのかと思うんですけど、そういった安全管理も含めての何か展望があればお聞きしたいなと思います。

誰に聞いていいんだか分かんないですけど。

○委員長（細谷誠君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。

前段の御質問ですね、実質収支額で7,900

万円大きくなった原因は減債基金の約1,700万円が主な原因だということで、それを差し引いたとして例年よりも多いのかという御質問かと思いますが、特段多いというわけではなくて、一般的な繰越しの額ということでございます。

昨年度、令和4年度の実質収支でいきますと4,800万円となっていましたけれども、一昨年は若干少ない状態だったということでございます。

二点目の車両の関係でございますけれども、委員ご存じのとおり運行管理者、管理職2名、選任させていただいております。

トップが農林課長、副運行管理者が建設課長ということで、その中でも、バスの運行等を担っている、まず建設課長のほうに運行管理者を担っていただいてさらに通常であれば整備管理者において、特にバス関係、そういった長距離を運ぶものについては特に留意をしているということでございます。

残るですね、それぞれの課で2台ですとか3台を持っている、そういったものの管理、もちろん運行管理者が行うということになっているんですが、実質的にはやはり持っている課、管理している管理職がしっかり、タイヤ交換、オイル交換そして12か月点検をやっているかどうかといったことを徹底させていただいて、安全管理に努めていきたいと考えております。

具体的には、庁内連絡会議ですとか、庁内の掲示板、そういったところでこまめに周知をさせていただきたいと考えております。

失礼しました。安全運転管理者です。修正いたします。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎国民健康保険事業特別会計

○委員長（細谷誠君） 続いて、特別会計の質疑を行います。

決算書75ページから90ページ、国民健康保険事業特別会計について質疑はありませんか。5番、藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 78ページになります。令和5年度の国民健康保険特別事業会計の明細ということで歳入です。

国民健康保険、1款、1項、1目の不納欠損と収入未済について伺います。

こちらについては、監査の方より、歳入歳出の決算審査意見書の中の7ページにもあります不納欠損収入未済について、というコメントの中にもうたわれてますが、この中見ますと、内容についてはやむを得ないと認められるというようなコメントが中にも織り込まれてるので、監査の方が見られてこれはやむを得ないという判断された部分あるのかなと思いますが、私がお聞きしたいのは、この金額がそれなりの未済累計が156万9,250円、欠損が15万972円というような金額になっていますけれども、この中の主な要因について、どういうものが主な要因でこういう金額になっているのかそれぞれお伺いしたいのと、今後、これ今回のコメントは監査委員さんからのコメントでやむを得ないというコメント一つ入っているんだけど、このまま、延々と続いていく可能性があるか、ある程度改善の傾向が取組と見ているのかその辺も含めてちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 藤岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の不納欠損額と収入未済額の状況についてでございます。

まず、不納欠損額につきましては、件数でいきますと医療分が17件、後期分が17件で介護分が1件ということになっておりまして、うち外国人が14件と82.4パーセントを占めている状況でございます。

収入未済額のほうにつきましては、医療分の現年度分と後期の現年度分が26件、介護現年度分が5件、滞納繰越分では、医療分と後期分が27件で介護分が9件というふうになっておりまして、現年度分の収入未済額の内、26件中外国人が20件と76.9パーセントを占めている状況にございまして、滞納繰越分では、外国人が70.4パーセントを占めているところでございます。

今後の見通しについてでございますけれども、令和5年度では差押えのため預金調査等を行ってきたわけでありまして、残額が少額等のため差押えには至っておりません。

外国人等を転出する際に窓口で転出届をする場合には声掛けをして、収納の呼びかけをしているところでありますけれども、今転出の手続もですね、窓口に来なくても提出の届けができる状況にありまして、そうなってくると声掛け等もできず徴収に苦労しているところではございます。

出国している場合にはなかなか督促が難しい現状にありますけれども、調査においては、再入国してきている外国人もいることが分かっているところでございまして、その方については預金調査等を実施してきている状況でございます。

また、令和6年度では既に10人の方が完納をしていただいているという状況もあります。

また、預金調査を行いまして、給与等の差押えの準備をしている方もおります。

また、分納契約をしていただいて、少額ではあるんですけども毎月納入に心掛けていただいている方もいらっしゃいます。

今後とも負担の公平性の観点から調査等を継続して、収納対策に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 今の不納欠損のことにちょっと関連もするんですけども、78ページ、不納欠損が17件で15万972円ということで、令和4年度の3年の9万よりは増加しておりますけれども、9万から15万になって6万増えて件数が14件ぐらいですか。だから、かなり小さい額の不納欠損であったということが推定されるんですよね。だからかなり小さい額だから、早めに回収っていうか徴収の工夫があれば不納欠損に至らず、回避できたのではないかと推察されるわけなんですけれども、その辺はどう考えるかと思っておりますが、それが第一点。

第二点、同じページなんですけれども、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度課税分の収入未済額が、26件で46万円とやっぱり件数で令和4年より倍増しているわけなんですけれども、その理由として考えられることを教えてください。

そして、ついでに今の医療給付費分、後期高齢者支援金分の介護納付金分の滞納繰越分の収入未済額の収納率がかなり低くなったんですね。

前年は結構収納率がよくて、5割近い収納率だったんですけども、急に下がってしまった収納率が。この理由について大体分かれば説明していただきたい。

以上、三点について伺います。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸

君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村委員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに収納対策について早めの対応をということでもありますけども、今後におきまして、督促等を愚直に進めて対応をしていきたいというふうに考えております。

収入未済額につきましては、現年度分でございますと26件のうち、20件が外国人ということで、非常に割合的にちょっと多くなっております。

また、滞納繰越分の収入未済額につきましても、27件中19件が外国人ということで、金額的には少ないんですけども、半数以上を占めている状況にございまして、外国人対策も重要な課題なのかというふうに考えております。

個別訪問ですとか督促状とか、収納対策に向けて努力をしてきているところではあります。

滞納繰越分の収納率が下がったという経緯につきましては、確か前年度においては、大口の方の収納があったということで収納率が上がったということでどっかの場面で説明した記憶がございまして、多分その影響で、収納率が下がったのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 分かりました。

あと、87ページです。5款、保健事業費で予算の3分の1が不用額になりました。その理由っていうかな、それを教えてください。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村委員の質問にお答えさせていただきます。

不用額が半分以上ということで、内容につ

きましては、委託料、保健事業の委託料で、予算額124万5,000円に対しまして、支出済額が88万8,265円ということで35万6,000円の不用額が出ております。

この詳細の内訳につきましては、各種がん検診の委託料が、予算額で109万1,000円に対しまして、支出済額が72万565円ということで予算残額が、37万435円ということここが一番大きなところかというふうに思います。

各種がん検診等委託料、あと住民健診等についてなんですけれども、できるだけ総合健診で受けられなかった方に個別検診のお誘いをして、できるだけ住民健診を受けていただくということでおりまして、予算を減らすことなく残していたことによるものでございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎村立診療所特別会計

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書91ページから101ページ、村立診療所特別会計について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎簡易水道事業特別会計

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書103ページから110ページ、簡易水道事業特別会計について質疑はありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林潤君） 決算書105ページでございます。歳入のところで、1款、1項、1目、1節、現年度分、それから2節の滞納繰越分のところでございます。

現年度分としまして、収入未済額が22万6,360円となっております。

昨年までですと未済額は3万4,740円で、かなりの額が未済額になっているということで、これ何か特別な理由があったのか、この点をまず一点お伺いしたいと思います。

それから現年度分の収入未済額の内訳を伺いたいと思います。

例えば、一人の方が1年間、1か月も納めなかったっていいですか、そういうケースもあるのかも含めてお聞きしたいと思います。

それから、2節の滞納繰越分で収入未済額はやはり45万570円があります。これの内訳もお聞きしたいと思います。

例えば、何か特別に難しい案件って言ったらあれですけども、なかなか徴収できない困難さがあるのか、あればそれについてもお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（細谷誠君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 小林委員の御質問にお答えいたします。

105ページ、1款、1項、1目、給水使用料、1節、現年度分、収入未済額、22万6,360円。前年度から見ると増加しているということでの質問でございます。

こちらにつきましては、まず5年度において、公営企業会計のほうに移行するというところで、3月31日をもって打切り決算となっております。

官庁会計のときですと、出納整理期間というものが4月、5月とありました。その期間に収入になる部分というのが、結構あったのが現状でございます。

それが、出納整理期間がなくなったということではありませんけれども、我々も担当者

のほうも打切り決算になるということは重々承知しております、督促についても、早め早めと言いますか、1か月に1回とか、そういったペースで督促等を行なってきておりましたけれども、やはりなんて言うんですかね、その期間に納められた人が、やはり結構いるというところもありますので、このような増加になっております。

今後においても、もう出納整理期間はありませんで、何回も同じことの繰り返しになりますけれども、本当に早め早めの対応で収納には心掛けていきたいというふうに思っております。

続きまして、2節の滞納繰越です。

こちらも件数で言いますと前年度から見ますと、1件ではありますけれども減っております。

滞納者の内訳といいですか、内容ですけども、1年間ずっと払っていないっていう方はいらっしゃらないです。

ただ、これまで大口の利用者で滞納されている方がおりますので、その方については分納で継続的に納入していただいておりますので、そういった形で昨年も申し上げましたけれども時間は掛かりますけれども、少しずつ減らしていくような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 7番、小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 110ページです。実質収支に関する調書で前年度の繰越差引きとなる金額が89万2,000円だったと、今回1,680万9,000円ということで、プラス1,597万1,000円の差引き状況になります。

下水道もそうですけど、公営企業会計へ移行するための措置があつてこれだけ多額の差引きの措置となるのか、その辺の内容だけ教

えてください。

○委員長（細谷誠君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 小尾議員の御質問にお答えいたします。

110ページ、実質収支に関する調書、実質収支額の1,680万9,000円について御説明いたします。

こちらにつきましては、公営企業会計移行に伴い打切り決算になるということで、資金不足の回避といたしまして、昨年の12月の定例会で歳入では繰入金の増額補正、歳出では、予備費の増額補正を行なっているところでございます。

どうして補正したかというところでございますけれども、簡易水道事業で申し上げますと、起債の借入れがあります。

公営企業適用債950万円の起債事業がありまして、万が一この950万円が3月31日までに納入にならないと会計上赤字になるというところで、補正の措置をとらせていただいたところでございます。

しかし結果としまして、この起債の処理も我々も早め早めの対応ということで対応した結果、3月31日までの納入になりましたので、12月に補正しました950万円は使わずに、そのまま繰越すような形になったことによりまして、この実質収支額になっております。

ただ、その中で歳入についての収入未済額67万6,930円は、そのまま企業会計のほうに特例的収入ということで移行をしております。

歳出の不用額1,614万5,295円。こちらにつきましては、この内の103万4,167円。2款の施設管理費に関わる部分なんですけれども、この部分が未払金ということになっております。

それ以外の額につきましては不用額という

ことになるわけですが、この未払金については、これも企業会計のほうに移行して処理をして、4月にお支払いしているという、通常今までの官庁会計ですと、3月に請求した分というのは4月にお支払いしたわけですが、打切り決算に伴いそれができないということで、そのような処置をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 105ページの3款、繰入金の1項の繰入金の2目の占冠村簡易水道施設整備基金繰入金ということで審査資料を見ますと、この基金の残高が153万6,000円あったわけで、今回ゼロになって全部使い切ったことになっておるんですが、今回この決算書を見ますと、140万については繰入金で使っていると、あと残りの13万6,000円はどこに使っているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 105ページの簡易水道施設の整備基金の繰入金の内容でございます。

153万6,000円の内140万執行しておりますので、残りの13万6,000円こちらにつきましては、公営企業会計移行すると同時にそちらの簡易水道事業会計でつくりました通帳のほうに移行しております。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） それは、この決算書には表れないんですか。

○委員長（細谷誠君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） はい。この決算書には出てきません。

6年度の話になりますけれども、補正予算の中で貸借対照表を提出しておりますけれども、その中ではこの金額、13万6,000円というのは記載はしているところでございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎公共下水道事業特別会計

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書111ページから120ページ、公共下水道事業特別会計について、質疑ありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 114ページです。7款、村債、1項、村債、1目と2目に関係するかな、1目の下水道事業、2目の浄化槽事業。そして1目については、1節の資本費平準化債。

2目については、1節の資本費平準化債の230万と50万について、これが収入未済になっているんですけども、審査資料の起債償還調書一覧を見ると、合わせて280万ということで、借入額と載っているわけなんですけども、この違いっていうかな、決算書では、収入未済になっているんですけども、審査資料調書起債償還調書一覧、11ページには借入したことになるわけなんですけども、その辺の解釈はどうなっていますか。

○委員長（細谷誠君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時55分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 前任のことでご

ざいますけども、起債管理は5年度は一般会計同様で起債管理システムということで、5年度に協議したもの、5年度に同意を得たものは5年度として処理をしてございます。

これはシステムの話でございまして、その数字が、この決算審査資料のほうに反映されております。

他の一般会計分でも3月下旬に借入れ申込みをしたものが5月の25日に入ってくるんです。

ですので、それも現年度分として受けたわけなんですけども、今、5年度については、下水道も簡水も一般会計と同じ財務で処理しておりますので、令和5年度にこの資料自体が入れてしまったと。

簡水下水道の会計としては打切り決算なので、5月に入ってきた、4月に入ってきたものについては、決算書上、歳入未済額という記載をしているということで、ただ今回、令和6年度から会計変わりましたので、起債の借入れについても、簡水下水でやるように聞いておりますので、この資料の作り方といいますか、私どもも見落としていたという部分がございますので、来年度以降、気をつけて処理したいと思いますので、よろしくお願いします。

この記載一覧表を一般会計と特別会計に分けて表示するようにしないと、また同じようになってしまうと思います。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員、もう一度説明を求めますか。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 申し訳ございません。

解釈の違いがあったら申し訳ないんですが、下水道会計は打切り決算、令和5年度でなりましたので、あくまで決算書上は、令和5年、

6年の3月31日までに動いたお金が反映されているということです。決算書上はこれらの議員言われた金額については表示されないということになります。この280万円ですね。従来の会計でいきますと出納閉鎖期間に入ってくることを前提にしておりますので、その考え方でいきますとこの起債償還調書の中に280万円借入れたという表示になっているということです。起債償還調書自体が誤っているということではなくてこちらは出納閉鎖期間、終了後に取りまとめたもので、決算書のほうは打ち切り決算になったことにより、3月31日までの数字が反映されていると、違いであるということでございます。以上でございます。

○委員長（細谷誠君） この件についてよろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎介護保険特別会計

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書、121ページから136ページ、介護保険特別会計について質疑はありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林潤君） 決算書123ページ、1款、1項、1目、1節、現年度分で収入未済額3万円計上されております。これの内訳について確認したいと思います。

1目は、第1号被保険者介護保険料ということで、65歳以上の人を指しております。

その他に40歳以上から65歳未満の第2号被保険者のいるわけで、私、かねがね疑問があって第2号被保険者分の介護保険料はこの歳入の中でどこに入っているのか確認したかったんですけども、今回今までもやもやとしたやつを解決すべく、第2号被保険者分の介護保険料は、歳入としてどこに入っているの

か、それも確認したいと思います。

この二つよろしく願いいたします。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 小林委員の質問にお答えいたします。

決算書123ページの1款、1項、1目、介護保険料の未納の分の内訳でございます。

未納の分3万円ということで件数に関しましては2件ということで、1件については1万8,000円、もう1件については1万2,000円という内訳となっております。

一つの1万2,000円のほうの未納に関しましては、令和6年度に入りまして既に徴収を終わっておりまして、現在のところ1万8,000円が未納になっているという状況となっております。

この1万8,000円についても引き続き文書や電話あと来庁時など声掛けして、納付について取り進めていきたいと思っております。

それと、第2号の被保険者に関してどこの歳入になったかということでございます。

これに関しましては決算書の124ページをお願いいたします。

124ページの4款、支払基金交付金というのがあります。第2号保険被保険者、40歳から64歳までなんですが、健康保険料の一部として介護保険料が徴収されております。徴収された料金、この支払基金というところに一度集められて、ここの会計、124ページの4款、ここに支払基金交付金として入ってきているという流れになっております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 質疑中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○委員長（細谷誠君） 休憩前に引き続き会

議を開きます。

介護保険特別会計について、他に質疑はありませんか。5番、藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 123ページ、1款、1項、1目、介護保険の収入済額について、1,755万1,000円となっております。

私の質問は、この金額は分かるんですが、今置かれている状況として介護保険料を見直された中で、こういった金額が出されておりますが、今それぞれ村民の納税されている方から見たときに、今後この介護保険ってどうなっていくんだろうという心配って当然あるかと思うんですよ。どんどん増えてっちゃうものなのか、ある程度今の金額でいけるのかとかいろんなこうある。

特に若い世代なんかから見たときに、給料って決まったんだけど受け取ってみたら随分天引き、天引き、天引きになっちゃっているよねっていうようないろんな不安あるかと思うんで、推測される見通しについて伺いたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 藤岡委員の御質問です。今後の介護保険料の見込みということでございます。

今回の3月議会で、介護保険料については、100円上げさせていただきまして、5,100円ということで今後3年間、平均5,100円ということで、料金を変更させていただきました。

沿線の状況を見ますと、軒並み上昇しているということで、介護保険料も今後上がってくるんじゃないかという不安もあるかと思えます。

占冠については、沿線の中でも一番料金は安く抑えているという状況で、サービスもちょっと少ないということもあるんですが、一

番安く抑さえているということでございます。

今後も、介護サービスの質を低下させないようなことも努力しまして、高齢者の健康維持に努めるようなことも力を入れて、少しでも介護保険料を抑えるようなことを取り進めたいと考えております。

ただ、最近は物価上昇あと人件費の上昇などの不安要素もあると思っておりますが、急激な上昇を抑えるようなこと、また、現状維持できないかどうかとも視野に入れながら考えていかなくはないと考えております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 参考資料です。令和5年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、参考資料、この実績というか、件数並びに給付額について、令和3年度からの推移を見ますと、訪問サービスにおける給付額というのが年々やっばり増加しているわけです。

一方で小多機はとま〜るですかね、とま〜るの利用者これは年々減少している傾向です。

それから、特別養護老人ホームの利用者がこれもうちの村では年々減少して、66人から63人なり59人という、件数的にも減っておりますし、給付額を見てもやっぱり減っている状況です。

そしてやはり、こういう施設関係のサービスが減ってきている、やはり在宅で頑張ろうかなっていう人が多くなって、やっぱり訪問サービスがそれにつれて増加してきている、こういう傾向が見られるわけです。

この訪問サービスに対応していく体制って言うかな、それが十分なのかどうか、その辺について課長に答えていただきたいと思います。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 木村委員の質問にお答えします。

参考資料の48ページから49ページということで資料を載せております。

訪問リハビリに関しては金額が上昇しているということでございます。

これに関しましては、利用者数で言いますと、令和4年度は14人、令和5年度も14人ということで、人数的には変わっておりませんが、介護度の違いとかリハビリの件数とか、利用料がちょっと増加しているという状況が近年あります。

リハビリに関しましては今、ふらの西病院、老健ふらのから、リハビリの作業療法士、理学療法士等が村内の利用者に対してリハビリを行ってくれているという状況でございます。

ただ、理学療法士、作業療法士等も人数も限られているということで、今後、利用者がどんどん増えていくという場合には、人手不足ということも考えられまして、訪問リハビリサービスも、どこかで線引き、駄目ですよということではなくて、訪問ではなく、うちにある介護施設も利用してはということもアドバイスしていかなくてはならないのかと思っております。

地域密着型とま〜るのサービスですね、若干は減っているんですが、そんなに大きくは減らないのかと考えております。

なるべく利用者、希望者の希望に応えるような予防活動、維持活動に力を入れていきたいと考えております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今訪問リハビリとおっしゃったんですけども、訪問サービスっていうか、一番上ですね、そのヘルパーさん

がやっているサービスだと思うんですけども、昨日ミーティングした時には、一応訪問サービスと言っていたんですけども、何か訪問リハというか、そういうその資料はここでは分かんないんで、訪問サービスのことなんです。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） この資料の訪問サービスについては、訪問リハビリという先ほど私答えた数字が載っております。

木村委員ホームヘルプ多分入浴介助とか、そういう関係だと思いますが、その関係に関しましては、とま〜るの利用者であれば利用できるということになっておりますので、そちらのほうも利用をするのであればそちらを登録していただいて、身体介助なり生活介助のほうに進める、とま〜るのほうに登録してもらうという努力も必要なのかと思っております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 分かりました。介護保険については、この760万の積立てが令和5年度決算ではできたんですね。ということは、結構儲かっているって言ったらいけないんですけど、そういうことなんですかね。

○委員長（細谷誠君） 福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 今回積立て770万できたんですけども、今回介護保険料100円アップさせてもらったんですけども、実は3年間積立金を崩すという計画にもなっていて、1年間につき約70万基金を取り崩すという計画もその中には入っております。ということで70万そのまま使うと、200万ちょっととなります。

介護保険は利用者、利用度によって上限あるものですから、なるべく3年間、この5,100円で維持するためには、70万掛ける3以上は基金を積まなきゃいけないということで、今回ちょっと詰めるだけ詰めさせていただきまして、今後の介護保険の抑制もあるんですけども、その辺を考えて積立てをしたということでございます。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎後期高齢者医療特別会計

○委員長（細谷誠君） 次に、決算書、137ページから144ページ、後期高齢者医療特別会計について質疑はありますか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 伊藤課長に答えてもらいたんですけど、参考資料を見ましてもね、被保険者数が後期高齢者の場合はだんだん増加しています。その増加につれてというか、一般会計繰越金も680万から710万、そして770万と年々増加していくわけです。

そしてなるべく繰入金も、村もあんまり大変なんで増加させないように、やっぱり努力していかなきゃならないと思うんですけども、一般会計の繰入金を増加させないための施策というか対策っていうか、その辺はどう課長考えているか。説明してもらっていいですか。

○委員長（細谷誠君） 参考資料50ページの件ですね。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

一般会計からの繰入金を増加させないための取組といたしましては、やはり医療費の抑制に向けて、住民の皆様の健康の維持、増進

を図っていくことが医療費の軽減につながっていくものと考えておりまして、住民の皆様は自分の健康に責任を持っていただくためにも、住民健診を受けていただいて、まずは自分の体を把握した上で医療に掛かってもらう、また、重症化の予防のために自分の健康管理をしていただくということで、健康の予防の方に、これからも今以上に力を入れていかなければならないのかというふうに思っております。以上です。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。

◎歯科診療所事業特別会計

○委員長（細谷誠君） 最後に、決算書145ページから152ページ、歯科診療所事業特別会計について質疑はありますか。2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 147ページを見ますと診療収入というか、年間大体1,000万予定したのですが、補正で約3割減ということで、年間700万ぐらいの売上げしかないわけになったということなんですけどね。

この要因というか、そこをどう考えているのかと、あと、年間700万で2年分の今度、CT、レントゲンを買おうとしているんですけど、それだけ高いものを年700万しか売上げないのにならなかなって思うんですけども、とりあえずこの3割減の要因として課長どう考えているかお尋ねします。

○委員長（細谷誠君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村委員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬の減についてでございますけども、

これにつきましては、令和3年度以降緩やかには減少をしてきていたんですけども、令和5年度に入って23.1パーセントほど減少してきております。

この要因といたしましては、一つとしては受診者数の減少がありまして、令和4年度と比較しますと21.1パーセントの減となっております。

また、1日当たりの受診者数も17.9パーセントの減ということで特に令和5年度は落ち込みをしてきているところではあります。

診療報酬の収入増というのはなかなか厳しいところではありますけども、住民の皆様には、自分たちの口の健康管理ということで検診の呼びかけをしてきておりまして、総合健診の中でも歯科検診を受けられる体制をつくっていきたい。成人ですとか年齢を区切つてですけども、無料で歯科検診を受けられるようなことで皆さんにはPRをしてきているところでありまして、そういったところから歯科診療所の利用につなげていって、今後も占冠村で歯科診療所が持続していけるよう努力をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（細谷誠君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（細谷誠君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから、認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（細谷誠君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、委員会報告書は委員長において、調整整理の上、議長に提出いたしますので、御了承ください。

◎閉会宣言

○委員長（細谷誠君） 以上をもって決算特別委員会を閉会します。

二日間に渡り、御協力ありがとうございました。

閉会 午後2時35分